平成25年9月15日発行第441号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

9
2013

No.441

蓑沢の彼岸花（那須町）

Index

1 栃木県の行政書士とOSS
2 日行連自動車登録OSSセンター構想に係る研修会開催
3 職務上請求書の取扱に関して
4 わがまち自慢　ー那須町ー
5 おじゃましま～す！
6 支局かわら版（栃木）
7 支局情報（宇都宮）・アドちゃんの談話室
9 栃木県行政書士会カレンダー（10月）
10 正副会長の動き・日行連だより
11 業務連絡
12 政連だより
13 木もれび・入管実務研修会のお知らせ
14 相談センター電話回答会員募集
15 研修会のお知らせ・2014手帳頒布
20 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県の行政書士とＯＳＳ

栃木県行政書士会副会長　小林幸雄

先の総会におきまして、２期目の副会長職に就任し、財務経理部と業務第１グループを担当しています。また、日政連栃木会の幹事長職を拝命しています。

ここでは、業務第１グループ担当の自動車保有関係手続きのＯＳＳについて私見を述べさせていただきます。

今までの、栃木県における自動車登録業務と車庫証明業務の行政書士の関わりについて振り返ってみると、昭和５１年に自販連と行政書士会で車庫証明業務の取扱いに関する合意確認書を取り交して以来、お互いの協力体制の下、数多くの車庫証明業務を行政書士が行ってきました。

特に栃木県においては、各警察署単位に車庫証明センターを設置した栃木方式といわれる体制を確立し、年間数万件の車庫証明業務を取り扱っており、行政書士の収入の基盤ともなってきました。

自動車登録業務については、栃木運輸支局近くに多くの行政書士が事務所を構えて栃木県内の自動車登録業務を支えてきました。また、平成１１年に佐野自動車登録検査事務所の設置に伴い行政書士佐野自動車登録代行センターを設置し地域の自動車登録業務を支えてきました。

平成２９年度に全国でＯＳＳ運用開始となった場合、自動車登録業務と車庫証明業務に多大な影響が出ることが予想されます。

新車新規のＯＳＳによる申請に係る車庫証明申請と自動車登録申請については、自販連が行えるため行政書士への依頼が減少することが予測されます。

今後、ＯＳＳの中間登録への運用拡大に行政書士が対応していくうえで準備しなければならないことがいくつもあります。ＯＳＳに対応した自動車登録のシステム（ソフト・ハードの両面）の整備が必要です。また、各種税金、保険料、ナンバー代、証紙代等の一時的な立替等が考えられますので、充分な運転資金も必要と考えられます。多くの行政書士事務所では、それらの措置を行って対応しても採算が採れない可能性があります。

私案になりますが、自動車登録を得意とする行政書士と車庫証明を得意とする行政書士が、栃木県内にネットワークを作りＯＳＳに対応する体制を整え対応することです。

例えばＡ行政書士が諸証明書を収集・管理し、車庫証明の配置図等を作成し、Ｂ行政書士に書類を送る。Ｂ行政書士が中間登録を行い陸運事務所と直接の物の授受を行いＡ行政書士に送る。Ａ行政書士は出張封印を行うといった一連の業務として成り立つのではないでしょうか。もちろん、いくつかの問題や課題があるため実施に向けては、精査が必要です。日行連が展開しているＯＳＳセンターの体制に組み入れていくことも考えられます。

栃木県内には、車庫証明を得意とする行政書士が県内全域に多く存在し、自動車登録を得意とする行政書士が陸運事務所周辺に多く存在しています。この強みを活かして、栃木県版のＯＳＳセンターを創設するのも一案と考えます。

以上、あくまでも私案ですが、読んでいただきました皆様に、近い将来のＯＳＳへの対応への一助となればと考えます。

日行連自動車登録ＯＳＳセンター構想に係るＤＶＤ研修会開催

８月２４日土曜日（受講者４９名）、８月２７日火曜日（受講者２９名）の両日、午後１時３０分から４時４０分までの３時間、栃木県行政書士会館２階において、業務第１グループ主催の「日行連自動車登録ＯＳＳセンター構想に係るＤＶＤ研修会」を開催しました。

この研修会は「日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所」看板設置の栃木会の推薦条件のひとつになっており、多数の会員が参加しました。

日行連では､国土交通省のＯＳＳの全国展開（平成２９年度）に先駆け、「自動車ユーザーの利便性向上、負担軽減のアクセスポイントとしての行政書士事務所」をＰＲするため、「日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所」の看板の全国設置を展開します。

開設後には顧客に喜んでいただけるような「センター支所のネットワーク」が築けることと思います。

（業務第１グループ　長竹基行）

「福田富一知事を囲む会」開催のご案内

このたび、栃木県行政書士会と宇都宮支部の共催で「福田富一知事を囲む会」を開催することになりました。名誉会長でもある福田富一栃木県知事と会員の交流を図り、懇親を深めたいと思います。

会員の皆様におかれましてはお忙しいことと思いますが、ぜひとも多くの方のご参加をお待ちしております。

参加ご希望の方は、申込み欄を行政書士会までＦＡＸ送信をお願いします。

日　　時：平成２５年１１月７日（木）１８時～２０時
場　　所：ダイニング十五家（栃木県庁展望レストラン。県庁舎１５階）
会　　費：４，０００円（飲み放題付き。当日受付でお預りします）
申込締切：１０月３１日（木）
（締切前でも定員に達した時点で締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください）

「福田富一知事を囲む会」に参加します。

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　会員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（申込みＦＡＸ番号：０２８－６３５－１４１０）

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の取り扱いに関して

日本行政９月号にも掲載されておりました通り、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」）から職務上請求書の適正使用に関する指導徹底のお願いがありました。
要旨は次の通りですので、再認識されますようお願い致します。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。
特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上請求書必要である場合に限り行使できることとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。
会員各位におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

総務部より「職務上請求書の購入申込みに際して注意していただくこと」

現在、栃木会で２回目以降の職務上請求書の購入申込みをする際に必要となる書類は、「日行連職務上請求書規則第２２条第２項」及び「栃木会職務上請求書取扱規則第６条」に規定されている以下の書類が必要となります。

１．購入申込書（様式第２号）「日行連様式」
２．誓約書（様式第３号）「日行連様式」
３．使用済み職務上請求書（記載内容の確認後、後日返却致します。）
４．購入受理書及び確約書（様式１号）「栃木会様式」

◎購入に際しては、事務局担当者が以下の確認を行います。
①上記の書類が整っているか
②上記３「使用済み職務上請求書」が払出を受けた枚数（１冊５０枚）となっているか
③上記３「使用済み職務上請求書」の「利用目的の種別」欄、「提出先又は提出先がない場合の処理」欄に未記入箇所がないか
上記について、特に問題がなければその場で新しい職務上請求書を販売することができます。

ただし、上記の事項に不備がある場合は、購入の際に新しい職務上請求書を販売することができなくなりますので、購入の際には上記事項を再度確認のうえ購入申込みをしてください。

◎使用済み職務上請求書について、上記①②③に不備があった場合はさらに以下の書類が必要となります。
①『紛失等により、使用済み職務上請求書の控えを提出できない場合』は、「顛末書」を作成し、使用済であることを証明する帳簿（連合会規則第１２条）の写し
②『払出を受けた枚数（１冊５０枚）に満たない場合』　切り離した職務上請求書の控え１枚につき「控え用紙紛失報告書」（様式第４号）「日行連様式」　１枚
③『未記入箇所があった場合』　未記入の職務上請求書の控え１枚につき
「利用目的の種別欄等未記入理由書」（様式第５号）「日行連様式」　１枚

今月の表紙：蓑沢の彼岸花

わがまち自慢　　ー那須町ー

那須町は、栃木県の北端に位置し、茶臼岳を主峰とする雄大な那須連山の裾野に広がる自然豊かな町です。春夏秋冬、四季おりおり移り変わる季節の彩りが楽しめます。

開湯約１３８０年を誇る那須温泉をはじめ良質な温泉が豊富なほか、多彩なレジャー施設や美術館があり、皇族の方も毎年訪れるロイヤルリゾート地となっています。八溝山系の芦野・伊王野地区は、名所旧跡も多く歴史と伝統のある地域です。表紙写真の蓑沢地区の彼岸花群生地は、「とちぎのふるさと田園風景百選」や「那須ブランド」にも認定されており、９月下旬頃に見頃を迎えます。見どころいっぱいの那須町にぜひお越しください。

【那須平成の森】

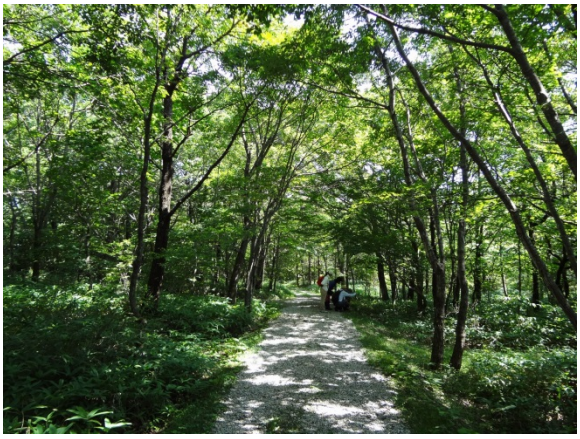

那須御用邸用地の一部が環境省に移管され、那須の大自然と触れ合えるフィールドとして整備されました。豊かな動植物に接し、散策や自然体験を楽しんだり、ガイドウォークなどで自然と親しむことができます。

【那須の内弁当】

九尾の狐伝説にあやかり、９種の食材で９つの料理を９個の器に盛り付けた地産地消のランチプレートです。お米「なすひかり」や那須和牛、牛乳、那須のブランド野菜のニラや白美人ねぎなど那須を代表する農畜産物を、那須の八溝杉を使った特製プレートにのせて提供しています。

【那須九尾まつり】

九尾の狐伝説にちなんだおまつりで、毎年９月の最終日曜日に開催されています。メインイベントの「日本一なが～いお稲荷巻きに挑戦！」は毎年記録を更新し、今年は１２６．９ｍに挑戦します。その他、白面金毛九尾狐太鼓、九尾みこし、九尾よさこいなど九尾の狐伝説にちなんだイベントが盛りだくさんです。

■日時：９月 29 日（日）午前 10 時～午後３時
■場所：那須町文化センター駐車場特設会場　ほか

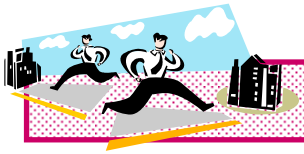

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、小山支部の大橋勝典会員の事務所におじゃましました。

氏　名：大橋勝典（おおはしかつのり）
事務所：行政書士大橋勝典事務所
　　小山市天神町１丁目８番２２号
入会日：平成２４年３月１日

ー行政書士になられたきっかけについてお聞かせ下さい。

「父が司法書士をしていまして、その影響もあり若い頃には何年か司法試験を目指していた時期もありました。その頃に行政書士の資格は取得していました。大学卒業後は東京の新聞社や地元の医療機関・介護施設などに勤めましたが、平成２２年に介護施設を退職した際に、一生できる仕事がしたいと思い、大学時代に取得していた行政書士資格を思い出して、行政書士を一生の仕事にするには今しかないと思い、登録しました。

実はこの事務所も、父から譲り受けた事務所なんですよ」

ーどうりでベテランのような貫録のある事務所だと思いました。お父様が長年こちらで司法書士をなさっていたからだったのですね。

「父はもう司法書士を引退していますので、本当は事務所の看板も事務所前の父の看板の跡に付けたかったのですが、父からクレームがありまして（笑）　少し離れた場所に付けることになりました」

ー現在力を入れている業務は何ですか？

「相続や遺言が行政書士業務であることを地元の皆さんに周知させていきたいと思っています。以前ある社長さんに相続や遺言って行政書士ができるの？と驚かれたことがありました。行政書士は権利関係に関する書類の専門家です。それを小山の地元の皆さんに伝えていきたいというのが現在の目標です。

また私はこの年まで新聞社、医療機関、介護施設と様々な人の人生に直接接する仕事に携わってきました。この人生経験が遺言書作成などの際の強みになると思っています。

私の事務所がある場所は小山の昔からの街中で、古くからの住民の方が多く住んでいます。そこで今後は地元の公民館などでの講演やセミナーを行って、地元の皆さんに触れ合いながら皆さんの身近な法律家として活動していきたいです」

ーご趣味は？

「野球観戦が趣味です。その影響か、子供も小さい頃から野球が好きで、大学生になった今も大学の野球サークルで野球を楽しんでいます。あとは妻とショッピングに出かけるのが休日の日課ですね」

ー仲睦まじい夫婦の姿が目に浮かびます。お子さんはもしかして法学部？

「はい。息子も大学卒業までに行政書士を取得すると言ってくれています」

ーなんだか将来が楽しみですね。最後になにかー言どうぞ。

「毎日の生き方ですが、これまでの２０年間あまり人間として成長できなかった気がします。そのため毎日１センチでも人間として成長できるように努力していきたいと思っています。そしてそれを日々の業務につなげていければと思っています」

ーお忙しい中お時間を作っていただきましてありがとうございました。大橋会員の今後の更なるご活躍をお祈りいたしております。

（小山支局長　細野大樹）

TSUGA 盆＆つが花火大会

栃木支部

少し遅いですが栃木支部より夏のお便り申し上げます。

夏は毎週のように花火大会が催されます。栃木県南は小山・足利をはじめ多くの花火大会がありますが、今年は栃木市都賀町の花火を初めて観てきました。毎年遠巻きにではありますがが、なかなか盛大に打ち上げられているのを観ていたので、今年こそは真下で観ようと楽しみにしていました。

会場の都賀市民運動場の中央には煌々とやぐらが立ち、やぐらから一円に伸びる提灯が紅く会場を照らすその様は、何とも懐かしく、涼やかで、夏歌のプロモーションビデオでよく見られる夏祭りそのものでした。ほぼ地元の方々でしょう、ご家族連れの方、あるいは友達同士で来られた小中学生が多く、これほど子供たちが多い花火大会も珍しいもので、都賀町の風土の良さと人々の豊かな暮らしが見て取れました。

さて、一番の目的である花火は、やや定刻を過ぎてのスタートでしたが、それでも真下で観られる１３００発は、待つ甲斐のあるものでした。

やぐら越しに上がる花火は、夜空に浮かぶ提灯の紅い灯と重なり鮮やかさを増し、色さまざまなアジサイの花にも見えました。「アジサイ」をひとしきり観た後、打ち上げポイントぎりぎりまで接近し、空を見上げると、都賀の夜空に火の粉が広がり、星と一緒に降り注いでいるようでした。

夏にしかできない「花と星の天体観測」を楽しめる花火大会に、皆様もお越しになってみてはいかがでしょうか。

「ＴＳＵＧＡ盆＆つが花火大会」は毎年８月の第２週の土曜日開催予定ですが、日程は栃木市ホームページ等でご確認ください。

７月２７日に栃木支部で暑気払いの宴を開催。参加者１３名中若輩者は私一人でしたが、酒の席ですので仕事の話もそれ以外の話も大いに盛り上がりました。支部の連帯の為に、新人さんは先輩のお力を貸していただけるように、支部の行事に参加されることをお勧めします。業務とは関係ない半ばプライベートな集まりこそ、参加される価値は大きいと思います。

（支局長　綾部一成）

支 局 情 報

【宇都宮】

平成２５年度税制改正について

８月２６日（月）とちぎ福祉プラザに於いて、平成２５年度宇都宮資産税税務研修会が開催されました。

当研修会は宇都宮資産税税務研究会（宇都宮支部と宅建協会県央支部で構成された研究会）が主催し、講師を宇都宮税務署にお願いして実施しているものです。今回は、宇都宮税務署審理専門官の熊谷様に資産税の税制改正について詳しくご説明いただきました。

なかなか馴染めない税制ですが、今回の研修会には約１２０人の参加者があり、税制に関する関心の高さが感じられました。

当研修会の実施にご尽力いただきました宅建協会県央支部の皆様に感謝いたします。

（副支部長　安野光宣）

「７０代の母親」と「４０代の母親」（前編）

平成２５年１月中旬に顧問先事業所のエス部長（４０代）の被扶養者である奥さん（４０代）が亡くなられました。昨年の秋に、事業所から社会保険の扶養追加手続きを依頼されたときに、エス部長本人から奥さんが病気療養中であることと、その病名については聞いていましたが、今回の急死の連絡には、文字どおり言葉を失ってしまいました。私はその事業所に週に１度訪問していますが、エス部長との仕事上の関係はそれ程密というわけではなく、顔を合わせることは月に１度もありませんから、今回のエス部長からの連絡は、ただ単に事務的依頼に基づいたものだったと思いますが、私には少し違った感情がありました。それは次の３つの理由からです。

１つ目の理由は、私の経験からです。４０代の私は数年前に７０代の母親を亡くしましたが、本当につらくてさびしい出来事でした。最後の数年間通院や入院などに付き添っていたからかもしれません（毎週平日の通院に付き添うとき、自由業になっていて良かったとつくづく思いました)。そのとき私は４０代でこんなにつらくてさびしいのだから、１０代で母親を亡くしてしまった人はどんなにつらくてさびしいだろうと想像しました。このつらさとさびしさは、自分で時間をかけて少しずつ少しずつ乗り越えるしかないのだと思います。否、乗り越えることなど永遠に出来ません。出来るのはその状態に「慣れる」ことだけだと思います。しかし、それは１０代の子にとってとても「酷なこと」だと思いました。それに加えて、子が１０代ならば、亡くなられた母親は３０代や４０代と、とても若くして亡くなられているわけですから、底なしの悲しみです。

手続きをした関係で私は、お２人には高校生の娘さんがいらっしゃることは知っていました。亡くなられた奥さんや娘さんには会ったことはありませんし、娘さんとはこれからも会うことはないと思います。でも、その娘さんに同情しました。理由は、まさしく１０代で母親を亡くされたからです。

２つ目の理由は、病名です。私の母親とエス部長の奥さんの命を奪った病名が同じだったのです。最初に電話でエス部長と話したとき、メンタル関

係の病気かと推察した私は「差し支えなかったら……」と病名を尋ねました。そして奥さんの病名を聞いたとき「ドキッ」としました。そして病名を尋ねたことを後悔しました。私の母親が「その病気」を克服して健在でいるのであれば、その事実を話すことによってエス部長を励ましたかもしれませんが、約３０ヵ月の闘病の結果が結果なだけに、そのときはとても話せませんでした。エス部長にとって縁起でもないことだからです。そのとき、私はエス部長に事務的な助言のみしました。そして、心の中でこれから数年間続くと思われるエス部長の奥さんの闘病を思いました。そして、良い結果が出ることを望み祈りました。

３つ目の理由は、その時季です。エス部長の奥さんが亡くなられたのは１月中旬でした（１２月下旬から入院されていて、当初はその頃に１度退院できる予定だったそうです)。そして、私の母親が亡くなったのは１月下旬です。私の母親は１月中旬に誕生日があり、最後の誕生日を午前中だけ自宅で過ごし午後に緊急入院し、２度と自宅には戻れませんでした。自宅を出発するとき私は、バックミラーの中に映っている後部座席でグッタリしている母親に目をやりながら「(自宅を見ることができるのは）たぶん、最後だよ」「(自宅には）たぶん、もう戻れないよ」と心の中でつぶやきました。入院後すぐに主治医からは「もう、１ヵ月とか２ヵ月とかの単位ではありませんよ」と伝えられ、やはりそのとおりの結果でした。本当に残念なことですがエス部長の奥さんも私の母親も、１月の寒い寒い時季に２度と自宅に戻ることができなくなってしまったのです。

先日、エス部長と事業所で会いました。事務的な話が終わった後、はじめて私の母親の病名と死とその時季について伝えました。「抗がん剤治療」「副作用」「主治医の考え方」「モルヒネ」「心電図モニター」など共通の話題もありましたが、唯一の大きな違いは約７ヵ月という闘病期間の短さです。「抗がん剤治療」を始めて間もなく急速に悪化してしまい、その治療が中止になったそうです。エス部長からしてみますと、私の母親の約３０ヵ月間という闘病期間さえ、「せめて、その位でも生きていてくれれば、まだ……」とうらやましい時間なのです。

「抗がん剤治療」をする場合、「５年後の生存率３０％」と言われます。私の母親も言われましたし、エス部長の奥さんも言われたそうです。「副作用」がつらい「抗がん剤治療」も「３０％」の希望があるからこそ我慢できるのです。結果が変わらないのであれば、あれ程無意味な「苦しみ」はありません。「抗がん剤治療」が終わって自宅に帰ってきても２、３日は食事も取れず、ベッドでグッタリしているだけの姿は、側で見ていても、気の毒でかわいそうでたまりませんでした)。「抗がん剤治療」の「副作用」は穏やかな日常さえ無駄に奪ってしまうのですから……。結果が伴わなければ、しない方が良い「苦しみ」なのです。

例えば、１週間毎に「抗がん剤治療」をして２年間生き延びた場合、１週間毎に「副作用」に苦しまなければならないのです。合計で１年間は「副作用」に苦しまなければならないのです。「抗がん剤治療」をせずに穏やかに生活して１年で命尽きた場合とどちらが良いのでしょう。もちろん、その効果がある場合もあるのです。その確率「３０％」ですが……。「３０％」って非常に微妙な数字です。「３０％も」なのか「３０％しか」なのか判断できません。しかし本当は、「０％」か「１００％」しかないのだと思います。すべては結果論です。

お医者さんは少しでも望みがあるのならば「抗がん剤治療」に挑戦すべきだと、「副作用」などは我慢すべきだと考えられています。「命」さえ保てれば「副作用」など受け入れるべきだと考えられています。こちらは、非常に悩ましい選択をしなければならないのです。

（足利支部　杵渕　徹）

栃木県行政書士会カレンダー（１０月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	火	成年後見研修会（第４回）	13:30~16:30	業務第５グループ
3	木	グループ会議	13:30~	業務第１グループ
		産廃特別研修会	9:30~17:00	業務第２グループ
4	金	会計精査	13:30~	財務部
		総務部会	13:30~	総務部
5	土	日行連自動車登録ＯＳＳセンター構想に係るＤＶＤ研修会	13:30~16:40	業務第１グループ
7	月	申請取次届出済証明書交付式	13:30~	申請取次行政書士管理委員会
8	火	一日合同行政相談所（於：佐野）	10:15~	制度推進部
9	水	ＴＩＡ無料相談会	10:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
10	木	編集会議	13:30~	広報部
11	金	会計監査	13:30~	財務部
16	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		国際業務相談事例研究定例会	13:30~	業務第４グループ
		グループ会議	15:00~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
17	木	「相談業務の受け方」研修会（第３回）	13:00~16:00	業務第５グループ
21	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
		ＵＣＩＡ無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
23	水	成年後見研修会（第５回）	13:30~16:10	業務第５グループ
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
24	木	砂利採取法に関する研修会	13:30~15:00	業務第２グループ
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２）※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
25	金	一日合同行政相談所（於：宇都宮）	10:15~	制度推進部
27	日	市民プラザ無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
29	火	試験監督員説明会	14:00~	
30	水	事業承継、M&A研修会	13:30~14:45	業務第３グループ

栃木会の
申請取次行政書士
の動向

新規申出（８月）	０名
更新申出（８月）	２名
申請取次行政書士（８月末現在）	９８名

正副会長の動き

日　時		行　事	出席者	内　容・場　所
8/ 1(木)	13:30～	県警との連絡会	会長、小林	アーバンしもつけ
8/ 2(金)	16:00～	富山会　野崎清好氏　祝賀会	会長	ホテルグランテラス富山
8/ 6(火)	13:30～17:00	電子申請推進委員会	会長	日行連
8/ 7(水)	9:30～16:00	電子申請推進委員会	会長	日行連
	10:30～13:00	新入会員オリエンテーション	田渕	行政書士会の事業について等
	13:30～20:00	総務部会	田渕	第３回理事会議案について等
8/ 8(木)	13:30～15:00	関係団体および県庁訪問	会長、毛塚	業務第３Ｇ業務
8/ 9(金)	13:30～15:30	編集会議	手塚	行とち８月号の編集、校正
	15:00～15:30	労働保険事務組合連合会来局	手塚	
8/20(火)	13:00～16:00	第一業務部社労税務経営部門会議	会長	日行連
8/21(火)	10:00～14:00	国際私法研修会	手塚	国際私法総論・国際私法各論
	14:10～15:30	国際業務相談事例研究定例会	手塚	
	15:30～17:00	業務第４グループ会議	手塚	下半期事業の検討
8/22(火)	13:30～15:30	制度推進部会	会長、毛塚	行政書士広報月間について等
8/27(火)	13:30～	非行政書士の対応	毛塚	
8/29(木)	15:30～17:00	三士会	会長、毛塚	法の日無料相談について等
	18:30～	茂木敏充政経フォーラム	会長、青木	宇都宮グランドホテル

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
455	H25.8.6	平成25年度８月分会費納入について（お願い）	
458	H25.8.6	平成25年度行政書士制度広報月間の実施について	
475	H25.8.6	中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業について（ご案内）	
	H25.8.6	月刊日本行政10月号（№491）原稿予約と提出締切について	
489	H25.8.13	総務省からの職務上請求書の適正使用の要請について（お願い）	
498	H25.8.20	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）	
505	H25.8.22	広報としての「行政書士PR事業」について【アンケート】	
526	H25.8.22	交通事故関連業務の実務者に関するアンケート	
543	H25.8.30	「日行連自動車登録OSSセンター」看板設置に係る登録会員名簿の管理について	
544	H25.8.30	産業廃棄物処理業の許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について	
546	H25.8.30	行政書士電子証明書の普及推進に係る周知チラシについて	

産業廃棄物処理業の許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定等の付与について　～日行連より～

日行連より標記の件について周知依頼がありました。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課より、都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）宛に通達が出されました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律によって、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む）の許可の更新の際に、優良認定等を受けることで、許可の有効期間延長等のインセンティブを得られることとなりました。

詳細につきましては当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧ください。

行政書士電子証明書普及推進について　～日行連より～

日行連より、日行連の会員サイトに行政書士電子証明書の普及推進に係るチラシを掲載したので、会員各位に周知するよう案内がありました。

チラシには対応システム、提供価格、申込手続等が記載されています。

詳細につきましては日行連ホームページの会員サイト「連ｃｏｎ」内の記事をご覧ください。

※ログイン必要

日行連ホームページの会員サイト（連ＣＯＮ）について　～事務局よりお知らせ～

日行連ホームページの会員サイトには、業務関連情報や、申請取次行政書士の届出手続に関する書式、電子申請に関する情報、関係法令、先例総覧など、役立つ情報が掲載されています。

会員サイトをご覧になるには、下記の日行連より通知された、個人の ID とパスワードでのログインが必要となります。

・平成 24 年 3 月 31 日以前登録の会員
　月刊日本行政 H24.4 月号(№473)の会員の住所が記載された宛名の用紙下半分に記載
・平成 24 年 4 月 1 日以降登録の会員
　登録交付式で配布

ID、パスワードを紛失し、ログインできない方は、下記の日行連のお問い合わせアドレスへ必要事項を入力のうえ、メールでお問い合わせください。メールでの回答になります。

①行政書士登録番号　②氏名　③用件（例：用紙を紛失して ID・パスワードが不明等）

日行連会員サイト ID・パスワードお問い合わせアドレス
kouhou@gyosei.or.jp

※個人の ID、パスワードは日行連で管理されており、栃木会にお問い合わせいただいても分かり兼ねますので、ご了承下さいますようお願いいたします。

※この内容は、日本行政 H25.7 月号(№488)にも掲載されています。

政連だより

茂木敏充政経フォーラムに参加して

去る８月２９日（木）宇都宮市内で行われた標題の会合に、栃木県行政書士会須永会長と参加しました。現職の経済産業大臣であることもあり３８０名を超える参加者数でありました。

「日本の経済の現状と国政の動向」という演題で茂木大臣が講演され、「アベノミクスによる景気回復の兆し」があり、ＧＤＰ・株価そして為替レートが確実に上昇している現在、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「新たな成長戦略」という『三本の矢』を展開して長引くデフレから脱却し、日本経済を成長軌道へと定着させるという日本経済再生についての力強い説明がありました。現在の成長産業は、先端医療機器、３Ｄプリンター、そしてクリーンエネルギーであることも付け加えられました。

結びに、日本再興戦略の実行を図るために「５年間の緊急構造改革期間を定め、政府全体で計画を進め、産業競争力を強化するために行われる関連政策の特例を規定したい」とのお話で締めくくられました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

つぶら昭人県議「たなばたのタベ」に参加して

去る９月１日（日）宇都宮市内で行われた標題の件に、栃木県行政書士会須永会長と参加して来ました。

第一部は「つぶら昭人のぶっちゃけトーク」ということで、船田元衆議院議員、簗和夫衆議院議員、福田健獨協大学アレルギー内科教授をゲストに招いてのつぶら県議のトークでありました。話の中で、「日本国内において北関東三県の中でも栃木県の知名度が低いので、何か強いイメージのキャッチフレーズは…」の問い掛けに、簗議員からの「栃木県の人は心が温かいので、『あったか栃木県』をもじり、『ここにあったか栃木県』というのはどうでしょう？」という発言に、会場は笑いの渦で包まれました。続いて、つぶら県議から議会委員会での「栃木県の救急医療の現状」の報告があり、結びに福田教授による健康であるための日常生活のお話がありました。

その後、アトラクションが行われ、閉会となりました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

社労業務取扱証明書の発行について　～事務局よりお知らせ～

例年通り、事務局では、下記の対象者の方の社労業務取扱証明書の申し込みを受け付けます。

ご希望の方は日行連 HP 会員サイトから様式をダウンロードしていただくか、栃木会事務局より入手のうえ、お申し込み下さい。（詳細は、月刊日本行政９月号参照。）

○対象者　：　昭和５５年９月１日現在の行政書士会入会者のうち、社労業務取扱証明書の発行を希望する者（ただし、既に発行を受けている者は除く）

○栃木会〆切日（必着）　：　平成２５年９月２７日（金）

先月、我が家の猫が亡くなりました。訳あって飼う事になった年老いた猫達の中の１匹でした。

ペットと無縁の生活を送っていた我が家の家族達に初めは懐かず、手を出しては引っ掻かれ、追い回しては逃げられる様な関係でした。新しい物にはすぐ乗って毛だらけにしてしまい、たまに爪とぎを始めるので、娘が制服を着ている時、肩の上で爪とぎをされそうになった時には焦ったものです。また、慣れないペットの糞や尿の臭い、発情期の鳴き声、出掛けていても気になる餌の時間と、かわいく思える前に大変な事ばかりが頭を占めていた様に思います。

しかし、２～３ヶ月後には、座っていれば膝の上に乗ってくるようになり、呼べば返事をしたり、甘えて擦り寄って来たりと、次第に私達家族にとって、かけがえのない存在になってきました。
子供達も、「制服に付いた猫の毛が取れない」とか「今日、お弁当箱に猫の毛が付いてたよ」などと言っては、いつの間にか笑い話になるようになっていました。

そして、飼い始めてから２年後の先月、一番懐くのに時間が掛かって、一番綺麗好きで、猫砂が嫌いだった（どうやら、砂が指の間に挟まるのが嫌だったらしい）雄猫が、失明し、徘徊し、食べられなくなり、人間の老いと同じ様に介護を受けながら、旅立っていったのです。

現在、残された猫が私達家族の癒しとして、お嬢様の様にかわいがられ、自由気ままに暮らしておりますが、私達家族は、悔いの残らぬようにかわいがり、最期を看取るまで、責任を持たなくてはと思っています。そして、優しい時間をくれた猫達に心から「ありがとう」と言いたいです。

（鹿沼支局長　野澤佐江子）

「第４回入管実務研修会」（関地協国際業務連絡会・東京会共催）のお知らせ

業務部　第４グループ（国際業務関係）より

参加ご希望の方は、事務局まで電話（028-635-1411）またはＦＡＸ（028-635-1410）にてお申し込みください。締切は１１月１５日（金）ですが、定員に達し次第締切になりますので、お早めにお申し込みください。

日　　時　　平成２５年１１月２９日（金）午後１時３０分～５時００分

場　　所　　東京都渋谷区道玄坂２－１０－７　新大宗ビル７階
フォーラムエイト　イベントホール（７００ホール）

講義内容　　①「投資・経営」に係る審査の要点
②「永住」に係る審査の要点

講　　師　　東京入国管理局　就労審査部門担当審査官
東京入国管理局　永住審査部門担当審査官

受 講 料　　１，０００円（当日会場にてお支払いください）

行政書士相談センター電話回答会員追加募集

1．　業　務

事務局に入る電話相談に回答し、業務になるものは担当者が受注する。

2．　資　格

会　員（新人からベテランまで幅広く募集します）

3．　電話相談回答の仕方

A．事務局が電話を受け、回答会員に相談内容等を電話連絡

B．回答会員は相談者に電話で回答(ＦＡＸ回答も可)

C．要請が有れば自宅訪問、業務になれば受注

※希望業務の選択が無い場合は、基本的な業務のみを対象とさせていただきます。

行政書士電話無料相談回答会員申込書

平成　　年　　月　　日

支　部		電　話	
氏　名		ＦＡＸ	

希望業務　（○を付けて下さい。複数選択可）

01 会社	07 廃棄	13 医療	19 社労	25 運輸
02 法人	08 建入	14 外国	20 相続	26 貿易
03 土地	09 車庫	15 帳簿	21 遺言	27 倉庫
04 砂採	10 自登	16 事実	22 消防	28 後見
05 工場	11 風営	17 自賠	23 著作	29 離婚
06 公害	12 営業	18 地税	24 独禁	30 交通事故

研修詳細

日行連自動車登録 OSS センター構想に係る DVD 研修会　業務部　第１グループ主催

○開催日時
　平成２５年１０月５日（土）１３：３０～１６：４０
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　「日行連自動車登録 OSS センター支所」看板設置希望会員を推薦するにあたり、必須条件となる DVD 研修です。
　看板設置を希望しない場合でも受講可能です。
　日行連自動車登録 OSS センター構想や看板設置希望会員の推薦条件に関しては、日本行政７月号１３頁１４頁をご確認下さい。

※　８月２４日、２７日に行なった研修会と同じ内容です。

○テキスト代金　５００円
○締め切り（両方）　１０月２日（水）

研修詳細

「相談業務の受け方」研修会（第３回）　業務部　第５グループ主催

○開催日時
平成２５年１０月１７日（木）１３：００～１６：００
○開催場所
栃木県行政書士会館　２階会議室
○研修内容
行政書士業務の中でも「権利義務に関する書類」と「事実証明に関する書類」を作成するためには、依頼人の真意を汲み取るスキルが必要とされます。遺言・相続・離婚・各種契約書等、正確なヒアリングを行うためのトレーニングです。
○講　　師
行政書士　土方美代
○受講料
５００円
○対象者
会　員（補助者の方は受講できません）
○注意事項
過去の研修「メディエーション」や「アサーティブコミュニケーション」を受講された方にとっては、研修内容が重複するワークがありますのでご了承ください。
○その他
　第５回までの開催を予定しておりますが、各回独立した内容ですので１研修だけでも受講可能です（全て受講希望の方も毎回申込みをお願い致します）。
○締め切り　１０月１５日（火）

砂利採取法に関する研修会

業務部　第２グループ主催

○開催日時
　平成２５年１０月２４日（木）１３：３０～１５：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　砂利採取法の基本を学びます。
○講　　師
　栃木県産業労働観光部工業振興課
○テキスト代
　５００円
○締め切り　１０月１８日（金）

事業承継、M＆A研修会

業務部　第３グループ主催

○開催日時
　平成２５年１０月３０日（水）１３：３０～１４：４５
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　事業承継やM＆Aについて、事例を交えながらの基礎的な研修です。
○講　　師
　（株）足利銀行　ビジネスソリューション営業室　担当者
○受講料
　無料
○締め切り　１０月２４日（木）

10月の成年後見研修会

業務部　第５グループ主催

全１０回で実施しております成年後見研修会の１０月の開催は、予定通り以下の日程で開催します。受講者の方はテキストを忘れずにご参加下さい。

○１０月の日程、内容、時間

実施回	研修日	科目（内容）	研修時間
第４回	１０月　１日（火）	任意後見制度の基礎と実務	13:30～16:30
第５回	１０月２３日（水）	財産管理の実務	13:30～14:40
		身上監護の実務	14:50～16:10

※場所は全て行政書士会館２階会議室。
※途中回からの申し込みは受け付けておりません。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
10/5	日行連自動車登録 OSS センター構想に係る DVD 研修会	テキスト代５００円	10/ 2		―	―
10/17	「相談業務の受け方」研修会	５００円	10/15		―	―
10/24	砂利採取法に関する研修会	テキスト代５００円	10/18		―	―
10/30	事業承継、M&A研修会	無料	10/24		―	―

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

２０１４年度版　行政書士手帳の頒布について　～事務局よりお知らせ～

手帳の購入をご希望の方は、下記申込書にご記入の上、事務局宛にＦＡＸして下さい。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）

分冊形式　・ダイアリー編（月間、週間計画表）

・法規編（行政書士法、行政書士必携、その他関係法令等）

・アドレス編

２．価　　格　９００円

３．申込〆切　平成２５年９月２７日（金）　※〆切厳守

４．受取方法　①事務局に来局

②郵送（送料別途 68 円かかります）

行政書士手帳　申込書（事務局ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

支部		氏名		受取方法 いずれかにレ印	□事務局に来局 □郵送（送料別途要）

栃木労働局委託事業　中小企業相談支援事業

中小企業の問題、なんでもご相談下さい！

中小企業事業主向け 経営労務ワン・ストップ 無料相談

○改正労働契約法のポイントを知りたい。
○高齢者雇用についての改正内容を知りたい。
○就業規則を変更したい。
○賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等を見直したい。
○賃上げをしたいので経営改善や経営分析をしたい。
○設備投資をしたいので融資を受けたい。
○中小企業に対する支援策や補助金・業務改善助成金をはじめとする助成金について相談したい。
○労働条件管理について相談したい。
○その他、労務経営全般に関すること。

Q

私たち専門家がお答えします。

A

◆栃木県中小企業総合相談支援センター
（栃木県最低賃金総合相談支援センター）
宇都宮市西一の沢町１－２２　栃木県行政書士会内　ＴＥＬ　０２８（６１１）１００８

◆栃木県中小企業総合相談支援センター出張所
小山市神鳥谷３丁目９番２４号　　ＴＥＬ　０２８５（２３）６１７２

開所時刻：午前９時から午後５時（センター、出張所）

開所日に関しては、
栃木県行政書士会ホームページをご覧下さい。

専門家が相談をお受けします。ご希望があれば、専門家を事業所に派遣します。

有限会社 全行団

皆さんのご要望にお応えします。

●行政書士オリジナルグッズ好評発売中!

クリアファイル
（A4サイズ・5種類1セット）
470円（税込・送料別）

ピンバッジ
（サイズ:22mm、厚さ0.8mm）
600円（税込・送料別）

オリジナルメモ帳
（B5サイズ・5冊1セット）
900円（税込・送料別）

行政書士活用ガイド
（100冊1セット）
3,150円（税込・送料別）

行政書士手帳専用 革カバー
（サイズ:178mm×94mm・牛革）
4,200円（税込・送料込）

タイピン・カフス
（行政書士マーク入り 金・銀）
5,000円（税込・送料込）

行政書士ドメイン・メール&Webサービス
年間利用料**9,900**円（税込）

gyosei.or.jp
行政書士ドメイン
メール&Webサービス
@gyosei OnLine

●掲示板関係もお任せください

事務所用会員証、業務内容表示板、建設業許可票等各種取り揃えております。

詳しくはホームページをご覧ください。

●日々の業務をサポートする各種保険をご用意

お客様との信頼関係の維持の為にお客様からの賠償請求にそなえる保険
行政書士賠償責任補償制度

御自身のお体を守るために、医療・がん保険 病気、ケガによってお仕事が出来なくなった時の所得補償保険
行政書士新団体医療補償制度

成年後見業務を行う際、加入する保険
成年後見賠償責任補償制度

公的年金のプラスアルファとして
確定拠出年金・個人型

全行団 〒150-0045 東京都渋谷区神泉町20-10 上野ビル2階
Tel.03-3770-5675 Fax.03-3770-2677 http://www.zengyodan.co.jp/

有限会社全行団は日本行政書士会連合会及び地方協議会から出資を受けた行政書士の福利厚生、事務所運営サポートを目的とした営利法人です。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 25 年 8 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	塩　那 斎藤榮夫	H25.8.15	329- 2162	矢板市末広町 57-13	0287-43-0181	
	塩　那 中塚　操	H25.8.15	329- 2441	塩谷郡塩谷町大字船生 6583	0287-47-1631	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	佐藤裕行	H25.8.1	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	石川伸治	電話番号	028-624-2195
栃　木	髙橋宏治	事務所 電話番号	下都賀郡壬生町緑町 1-18-4 0282-21-7220
宇都宮	渡邉一史	電話番号	028-612-4681

広報部より

細か過ぎる様式変更や、調整区域に誰でも自分の住む家が建てられる区域が設定されるなど、拾いきれない行政の動きがあります。どんな小さなことでも、広報部に上げていただければ積極的にお知らせしていきたいと思います。行政書士は業務範囲が広い分、情報の収集も広範囲に行う必要があります。みなさんのご協力をよろしくお願いします。　　（広報部　柳　知明）

行政書士とちぎ９月号 №441

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

　（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2013.9
平成25年9月15日発行
第441号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

あなたの街の法律家 行政書士

木村 文乃

行政書士は許認可・登録申請、
遺言や相続、様々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士相談センター 028-638-0919
（丸くいく）

電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会